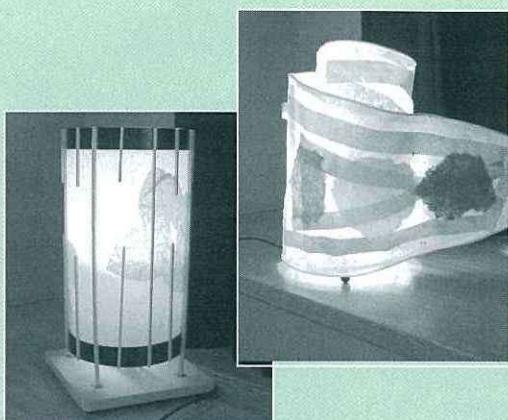


## 「あかりアート展 in 寸又峡」が開催されます



寸又峡温泉を彩る「あかりアート作品」  
期間中は、歩道に5m間隔で並べられます

### ◆期間中、寸又峡温泉は柔らかな光に包まれます

「日本一清楚な温泉保養地づくり」の新たな試みとして、和紙を使ったオブジェ「あかりアート作品」を歩道や旅館に並べ温泉街を演出します。

期間中は、あかりアートの先進地である岐阜県美濃市から借り受けた作品20点を含む約80点の作品が寸又峡温泉の街並みをやわらかく照らします。星の瞬きと、ほのかなあかりがやさしく語りかけてくるような癒しの空間です。町民の皆様、期間中にぜひ寸又峡に足をお運びいただき、暖かな光あふれる「ほっとするひととき」をお過ごしください。

■会場：寸又峡温泉 ■展示作品数：約80点（美濃市から20点借受）

■期間：10月14日（土）～31日（火） 夕暮れ～21：30まで

■問い合わせ：川根本町まちづくり観光協会

電話（59）2746 ホームページ <http://www.okuooi.gr.jp>

架空請求詐欺にご注意ください

問い合わせ 本庁産業課林政商工係 電話（56）2226  
総合支所企画観光課観光商工係 電話（58）7077

### ◆新手の架空請求詐欺が発生しています、ご注意ください。

#### ■新手の架空請求詐欺

みなさんのご自宅に、突然身に覚えのない「民事訴訟最終告知書」「消費料金未納分訴訟最終通知書」などと謳われたハガキや封書が届いてはいませんか？その内容には、「民法指定消費料金」「法務省認可通達書」と、もっともらしい文言で相手を信用させ、「連絡なき場合には裁判となる」とか「給料や動産物、不動産物の差し押さえなどの強制執行をする」と脅しともいえる内容が書かれています。

また、「民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談」「身に覚えのない場合は早急に連絡をして下さい。」など安心させるような文言で問い合わせるよう仕向けています。連絡することにより、反対に脅し取られたり、偽りの弁護士を紹介して金を騙し取られたり、個人情報を入手され、別の手段で請求が繰り返されたりする恐れがあります。

#### 【アドバイス】

★たとえ連絡するようにと書いてあっても、請求してきた相手に連絡を取ると個人情報が漏れる恐れがあるので、絶対無視して連絡をしないようにしましょう。  
★「私だけ？」ではありません。みんなが被害者予備軍です。だから恥ずかしくなんかありません。1人で解決しないで、必ず家族、近所の人、友達、役場、民生委員、駐在所などに相談してください。



#### ■裁判手続きを悪用した手口に注意！

架空請求への対策は「無視する」のが原則ですが、最近では、「支払督促」「小額訴訟」といった裁判手続きを悪用した新手の架空請求が登場しています。裁判に欠席すると、訴訟を起こした業者の言い分をそのまま認めた判決（欠席判決）が出されてしまいます。

悪質業者は消費者が無視することを考え、訴訟を悪用しようとしているのです。裁判所から訴状が届いた場合であっても、きちんと対処すれば不当請求が認められるようなことは絶対にありません。

#### 【アドバイス】

★裁判所からの訴状や呼び出し状が届いたら、無視をしないで必ず役場や駐在所などにご相談ください。  
★裁判所から「支払い督促」や「小額訴訟の呼出状」が送られる場合は、「特別送達」で送られてきます。これは現金書留と同じく郵便局員が手渡したのち、受取人に署名をさせるので、普通郵便とまぎれる事はありません。

封書に「特別送達」という赤いスタンプも押されています。決してハガキや普通郵便でくることはありませんので、慌てずしっかりと確認をしてください。

#### ■問い合わせ先

中部県民生活センター 電話：054（202）6006

藤枝県民相談室 電話：054（645）2299

または、上記役場問い合わせ先までお電話ください。